

## 年金ミニ知識

問い合わせ先 戸籍年金係  
☎76-2151 内線 222、223

### ▼厚生年金保険を喪失した方へ

厚生年金保険に加入している被保険者が会社等を退職した時には、国民年金に加入する手続きが必要です。

また、被保険者の扶養配偶者も手続きが必要になります。

手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ①退職年月日がわかるもの（離職票等）
- ②マイナンバーカード・年金手帳
- ③印鑑

国民年金保険料の免除申請を希望される方は、離職票または雇用保険受給資格者証等が必要になります。

届出先：役場戸籍年金係

### ▼付加保険料制度について

国民年金の保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申込みが必要です。申込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。

届出先：役場戸籍年金係または

北見年金事務所  
（北見市高砂町2-21）  
☎0157-25-9635

## ～国税庁からのお知らせ～

### 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（複数から受給されている場合は、その合計額）であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- 確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示又は写しの添付が必要です。
- 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずをお願いします。
- 国税庁ホームページでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村にお尋ねください。

【税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス】  
www.nta.go.jp

## 成人式を1月12日に行います

対象者 1999（平成11）年4月2日生まれ～  
2000（平成12）年4月1日生まれの方  
日時 令和2年1月12日（日）※成人の日の前日  
受付 午後1時～ 開式 午後1時30分  
場所 津別町中央公民館 講堂



申込み 案内状の届いていない方で参加を希望される方は、12月6日（金）までに中央公民館へお申し込みください。

問い合わせ先 中央公民館社会教育係 ☎76-2713

## ファミリースキー場の利用について

利用期間 令和2年1月7日～3月4日  
※ 気象状況により変更になる場合があります。  
▼利用時間（リフト運行時間）

1月7日～1月17日 （下剱リフトのみ運行）	午前10時～午後4時
平日 （月曜日～金曜日）	午後3時～午後7時
土曜・日曜・祝祭日	午前10時～午後4時

【お互い譲り合い、楽しく利用しましょう！】

※スキー連盟などの夜間事業が行われる日は、午後9時まで運行します。  
（利用者の方は時間厳守願います）

問い合わせ先  
中央公民館施設係 ☎76-2713

## 《事業主・仕事をお探しの皆さまへ》 令和2年1月6日からハローワークの利用方法が変わります

令和2年1月6日に、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新しくなります。

### 新しい求人票で、より詳細な求人情報を提供できるようになります

- 求人票の様式が変わり、労働条件など求人情報がより詳細になります。
- ハローワークインターネットサービスとハローワーク内のパソコン（来所者端末）が一本化され、求人情報の内容や検索方法が同じになります。
- ハローワーク内に設置されたパソコン（来所者端末）の操作方法が、タッチパネル式からマウス・キーボード式に変わり、フリーワード検索など様々な条件で検索できるようになります。

### 事業主の皆さまへ

求人票の変更に伴い、これまでにご登録いただきました情報は「新求人票」に掲載されますが、新設する情報欄は空欄となります。

このため、新たに必要となる事業所・求人情報につきまして、追加登録手続きをご依頼しますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 ハローワーク美幌 ☎73-3555

## 連載 第2回 （全5回）

### 一緒に地域公共交通を 考えましょう

為国孝敏（津別町公共交通アドバイザー）

津別町出身の地域公共交通マイスター（関東運輸局）が公共交通についてのコラムをお届けします。

バス車両の大きさを  
考えてみました

利用者の少ない路線バスは、大きな車両は無駄だという声をよく聞きます。車両を小さくすれば経費も抑えられるのでは、ということもよく言われます。

もちろん、車両の購入価格や燃料代等、小さい車両の方が低く抑えられます。一方、バス事業の経費の大半は人件費ですので、車両の大小はあまり影響しません。

現在、乗合バスとして使われている車両はさまざまです。通学に使われる路線バスは、朝の時間帯に積み残しがでないように大きな車両が使われています。

そのままだ中も走らせているので「空気を運んでいて無駄だ」と言われてしまいます。では、需要が少ないときは小さな車両を使えばよいのでは、と言われますが、そのためには需要に合わせた大きさの車両を余分に購入しないといけなくありませんので、簡単ではないですね。

昨年、開成線の車両についてバス会社にお聞きしたときに、「津別高校に通う生徒たちを、北見市内を過ぎてから津別まで約30分座れるように大型バスを使用している」とのことでした。路線バスとコミュニティバス、目的を理解して分けて考える必要があるようです。